

施設使用の手引き

滋賀県立彦根総合運動場

1 団体使用

- ① 正式な申し込み手続きは、使用日の1週間前までに、滋賀県立彦根総合運動場ホームページより「滋賀県立彦根総合運動場使用承認申請書」をダウンロードして、使用申請を行ってください。
なお、使用の承認については、申請内容を確認したうえで使用の承認を行います。
- ② 受付時間は、8時30分から21時30分までです。
- ③ 使用区分は、午前：8時30分～12時30分、午後：13時～17時となっています。午前・午後の使用は8時30分から17時までです。
(使用者の希望により、上記の時間外に使用されるときは事前に当场に申し出てください)
夜間の使用は、17時30分から21時30分までです。
平日(7月・8月を除く火・水・木曜日)の夜間に照明が使えます。ただし、夜間照明施設使用における遵守事項(別紙)を守ってください。(薄暮対応のため午後料金も必要です)
- ④ 使用時間には、事前準備・後始末の時間も含まれます。
(使用時間の延長については、あらかじめ申し出てください)
- ⑤ 大会等で使用されるときは、必ず事前打ち合わせをしてください。(2週間前まで)
- ⑥ 利用料金は使用開始までに納入してください。予備日についても同時に納入してください。
(一旦収納した利用料金は、原則として返却できません)
- ⑦ 使用の権利は、無断で他に譲渡または転貸できません。
- ⑧ 休場日は、下記のとおりです。
 - 毎週月曜日(月曜日が祝日または振替休日の場合は翌日)
 - 学校休業期間の取り扱いについて
 - 学校の長期休業期間中は休場日をなくし、施設使用を可能とします。
 - 学校休業期間以外の取り扱いについて
 - 連続した大会は、休場日でも施設開放を行います。練習会等では、施設開放を行いません。
 - 年末年始 令和3年12月29日～令和4年1月3日
 - 上記以外に、施設の整備・点検・気象状況等で使用できない場合もあります。
- ⑨ 使用の際に生じたゴミは、使用者で持ち帰ってください。

2 注意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について

- ① 滋賀県立彦根総合運動場が作成した「新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン」(2利用者へのガイドライン)の内容を十分に理解したうえで、その対策に取り組んでください。

なお、使用日当日、利用前に上記に基づく「チェックシート」を提出してください。

- ② 全国的な移動を伴う大会等や参加者が、1000人を超えるような大会等を開催する場合は、その大会等の開催要件等について、滋賀県(新型コロナ対策相談コールセンター)と事前相談し承諾を得てください。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム『もしサポ滋賀』のQRコードを来場させるごとに読み取ってください。

(2) 当场ホームページの適宜確認について

- ① 上記のガイドラインや施設の空き情報など最新情報を確認してください。
- ② 施設の利用停止や再開など重要事項もホームページに公表します。